

千葉市里山の保全に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の身近な自然である里山を保全するために必要な措置を講ずることにより、里山の有する公益的機能の維持増進及び景観の保全を図り、もって市民の里山及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、潤いと安らぎのある生活に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「里山」とは、長い間その周辺に居住する者が薪炭又は肥料の原料の採取等のために利用し、及び造林、間伐その他の整備を行ってきた森林であって、次条の規定により里山地区として指定された地区に所在するものをいう。

(里山地区の指定)

第3条 市長は、別に定める要件を具備する地区であって、里山として保全する必要があると認めるものを里山地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された地区内に、里山地区である旨を表示した標識を設けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による里山地区の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。指定を変更し、又は解除した場合も同様とする。

(使用貸借契約の締結)

第4条 市長は、前条第1項の規定により本市の所有に属さない土地（以下「民有地」という。）に係る地区を里山地区として指定しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者との間で、別に定めるところにより当該民有地の使用貸借契約を締結するものとする。

2 前項の使用貸借契約の契約期間は、5年とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 前項の契約期間が満了したときは、5年を超えない範囲で更新することができるものとし、以後もまた同様とする。

(里山地区の利用)

第5条 市長は、里山地区を開放し、市民の利用に供するものとする。

(行為の制限)

第6条 里山地区においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が里山の保全に支障がないと認めた場合又は市長との間に里山の管理に関する協定を締結した者が当該協定に基づいて行う場合は、この限りでない。

(1) 木竹を伐採し、若しくは植物等を採取し、又はこれらを損傷若しくは譲渡するこ

と。

- (2) 里山地区内に所在する土地、木竹、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定すること。
- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (4) 建築物、工作物等の建築若しくは築造、移転又は撤去
- (5) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (6) 集会、展示会その他これらに類する催しのために里山地区の全部又は一部を独占して利用すること。
- (7) 家畜等動物の開放
- (8) 火気の使用
- (9) 前各号に掲げるもののほか、里山地区の保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(里山地区の管理等)

第7条 市長は、里山地区において、間伐その他の保全に必要な管理を行うほか、利用する者の利便等に資する施設を設置し、管理（以下「里山の管理等」という。）するものとする。

- 2 前項の規定による保全に必要な管理及び施設は、当該里山地区の景観及び植生並びに生態系等に配慮したものでなければならない。

(委託又は協定)

第8条 市長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他のボランティア活動を行うことを主たる目的とする団体（次項において「NPO法人等」という。）から、里山地区の管理等を無償で受託する旨の申し出があった場合であって、適当と認めたときは、当該団体に里山地区の管理等を委託することができる。

- 2 前項のほか、企業等から社会貢献事業の一環として、里山地区での里山活動が無償で実施する旨の申し出があり、かつ、当該企業等NPO法人等の支援等を受けて里山活動を実施する等、当該企業等による里山活動の実施を適当と認めたときは、当該企業等及びNPO法人等と里山地区における里山活動に関する協定を締結することができる。
- 3 第1項及び前項の規定により受託又は協定を締結した団体は、善良な管理者の注意をもって里山活動を実施しなければならない。

(報償費)

第9条 市長は、民有地に係る里山地区の土地所有者に対して、予算の範囲内において、市民に土地を開放することに対する謝礼として、報償費を支払うことができる。

- 2 前項の報償費の年額は、第4条第1項の規定により使用貸借契約が締結された土地の面積1平方メートルにつき10円をもって算定した額（1円未満はこれを切り捨てる。）とする。

(報奨金)

第10条 市長は、第8条第1項の団体に対して、予算の範囲内で報奨金を交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。